



令和7年度入学 新入生保護者説明会



令和7年1月23日（木）

佐倉市立上志津中学校

【I】学校概要

I 学校教育目標

『進んで学び、心豊かにたくましく、進んで考え行動する生徒の育成』
—「四つの約束」を大切にした、自己指導能力の涵養—

2 四つの約束

- (1) さわやかなあいさつをする
- (2) 時間を守る
- (3) 人の話をよく聴く
- (4) 進んで隅々まで清掃をする



3 めざす生徒像

- (1) 自ら学び、粘り強く考え、自分を高める生徒
- (2) 互いの存在や違いを認め合い、相手を思いやり、協力しあえる生徒
- (3) 正しく判断し、行動できる生徒
- (4) 礼儀正しく、健康な生活習慣が身についている生徒



4 めざす学校像

- (1) 自己有能感を育み、一人ひとりがたくましく夢を拓く学校
- (2) 一人ひとりの居場所があり、登校に意欲がもてる安全・安心な学校
- (3) 家庭・地域と生徒を共に育てる学校



4 年間時数（令和6年度1学年）

教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技家	英語	道徳	学活	総合	合計
年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	35	50	1015
週	4	3	4	3	1.3	1.3	3	2	4	1	1	1.4	29

5 主な行事（令和6年度例）

4月	入学式、身体計測、新入生歓迎会、避難訓練、全国学力・学習状況調査（3年）
5月	生徒総会、教育相談、部活動保護者会、体育祭
6月	第1回定期テスト、進路説明会、部活動壮行会、校外学習（1年）
7月	総合体育大会（郡大会、県大会）、全校集会、保護者面談
8月	保護者面談
9月	全校集会、避難訓練、第2回定期テスト、修学旅行（3年）
10月	生徒会役員選挙、音楽発表会、進路説明会、前後期入れ替え式
11月	第3回定期テスト
12月	全校集会
1月	避難訓練、佐倉市学習状況調査（1、2年）
2月	第4回定期テスト（1、2年）、公立高等学校入学者選抜
3月	予餞会、卒業式、学年末保護者会、修了式、離任式

6 1日の生活リズム（日課時刻表）

生徒登校完了	8:05
上中 タイム	8:05～ 8:15
朝の学活	8:15～ 8:25
1校時	8:35～ 9:25
2校時	9:35～10:25
3校時	10:35～11:25
4校時	11:35～12:25
給食・休憩	12:25～13:15
清掃	13:15～13:25
5校時	13:35～14:25
6校時	14:35～15:25
帰りの学活	15:30～15:40



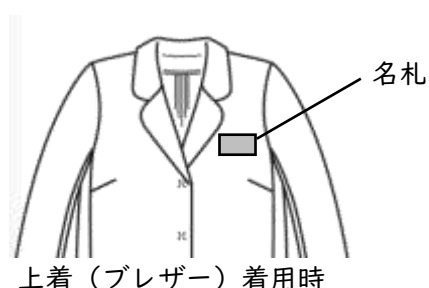
*上志津中学校では2分前着席を推奨しています。

【Ⅱ】生活について

本校では、生徒一人ひとりが中学生として、場に応じた行動ができるように指導をしています。また、上志津中学校の生徒として自覚と誇りを持ち、安全で規律ある楽しい学校生活を送れるように「約束事」を定めています。より充実した学校生活を送るため、以下の内容についてご理解、ご協力をお願いします。

Ⅰ 服装について

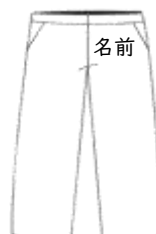
- (1) 基本的な服装は、ブレザー&スラックス（Ⅰ・Ⅲ型）またはブレザー&スカート（Ⅱ型）の制服とし、制服の下は白または青のワイシャツを着用します。気候によっては上着を着用しなくて構いません。
- (2) 名札は学校指定のものを登校してから左胸部につけます。



- (3) 靴下は白・黒・紺・グレーのくるぶしが隠れ、ワンポイント程度のものを着用します。
- (4) 冬季には防寒着として、制服の中にベストやセーター等を着用できます。（または同じようなもので、黒・紺）セーター等は制服を邪魔しないもの（セーター等が襟や袖から出ないようにする）。また、登下校時のコート類や手袋、マフラーやネックウォーマーの着用ができます。
- (5) 冬季にはストッキングやタイツ（黒または肌色）の着用もできます。
- (6) ウインドブレーカーやコートなどは登下校時の防寒着として着用できます。
- (7) 衛生上、ワイシャツ・ブラウスの下には肌着または体操服を着ることが望ましいです。

2 運動や作業時の服装

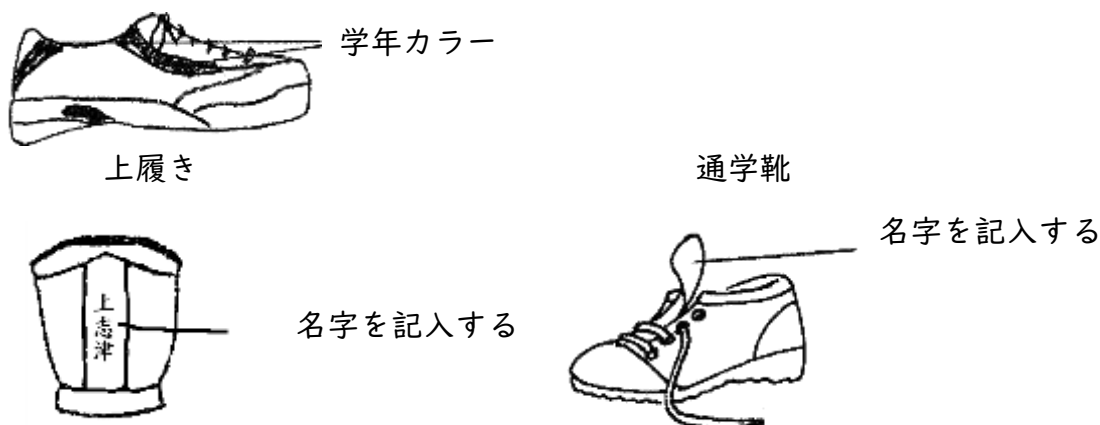
- (1) 清掃や体育の授業、部活動などの諸活動においては、学校指定の体操服（Ｔシャツ）、ジャージ（トレーニングシャツ・パンツ）、ハーフパンツを使用します。それぞれ下図に示した位置に名前シールを貼り、内側のタグに記名をします。



- (2) 緊急時の避難や避難訓練に備えて、防災頭巾を教室で使用します。小学校で使用していたものをそのまま使えますので、新たに購入する必要はありません。

3 上履き及び通学靴

- (1) 上履きは、学校指定のもので学年カラーに従ったものを使用します。
*令和7年度の学年カラーは【1年…青、2年…緑、3年…赤】
- (2) 通学靴は、制服に似合うもので、体育の授業に適したひも付きの運動靴とします。
デッキシューズ類（靴の裏がフラットなもの）は適しません。
*雨や雪などの悪天候の場合、長靴等の使用は可です。
- (3) 上履き、通学靴には下図の位置に名字を記入します。



4 その他

- (1) 頭髪については、「学校生活に支障がなく、機能的なもの」を心掛けます。肩の位置より長い場合は、黒または紺のゴム紐で結びます。
- (2) 頭髪は自然の色を大切にし、脱色したり染めたりすること、また学校生活に不必要な加工を施さないようにします。整髪料などで「固める」「つやを出す」「匂いを発する」などをしないようにします。まゆ毛等も不必要にいじりません。
- (3) 登下校の際は決まった通学路をできるだけ集団で通るようにします（交通事故、不審者対策）。歩行者は右側通行、自転車は左側通行です。道幅をふさぐような並列歩行・並列走行は危険です。
- (4) 学校生活については、日課表に定められた時間を守り、余裕を持って行動します。
- (5) 学校には不要なもの(遊び道具、携帯電話など)は持ち込めません。
- (6) 通学バッグについては特に指定していません。学校生活に適した機能的なものを選択して下さい。両手が空くものが望ましいです。(バッグにつけるアクセサリーは1つのみ)
- (7) 上志津中学校の生徒であることを意識し、中学生らしく礼儀正しくさわやかな行動を心がけます。学校外に出たときも同様です。

◆学校指定物品の購入について◆

○制服Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型、体操服（Ｔシャツ）、ジャージ（トレーニングシャツ・パンツ）、ハーフパンツ、上履き、名札シールについては、次の各店舗で販売しています。

【ヨシダヤ】佐倉市上志津１８２２－５ TEL043-487-5607

【江戸子屋】佐倉市上志津１６６０－１ TEL043-460-2770

○制服にネクタイ・リボンはつきません。ネクタイ・リボンについては希望購入品となります。上記店舗にて販売しております。

○ワイシャツは白または青からお選びください。上記店舗にて販売をしておりますが、その他の店舗でご購入いただいても構いません。

○体操服についても白またはネイビーからお選びください。（色の指定はありません）

*何かご不明な点がありましたら、直接ご来校いただくか電話でお問い合わせ下さい。
また、上記店舗でも対応しております。

【佐倉市立上志津中学校】 佐倉市上志津８６６ TEL ４８７－１７８６

◆令和７年度 新制服・新体操服について◆

社会情勢を鑑み、本校の創立５０周年を機に、生徒や保護者の意見を取り入れながら、令和５年度から新たな制服・体操服を採用しています。

そのため、令和７年度入学予定の生徒については、新２・３年生と同様の新たな制服・体操服をご購入いただくことになります。令和６年度までは移行期間として、現行の制服・体操服の使用も可能となっておりましたが、令和７年度からは全学年が新制服・新体操服の使用となります。

【Ⅲ】学習について

学習面において、子どもたちに求められている「生きる力」とは、基礎・基本を身につけ、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、主体的に判断して行動し、よりよく問題を解決する資質や能力です。中学校生活は、その基盤づくりといえます。

中学校の学習を通してこの「生きる力」を育みます。また、集団での学び合いの中で学力のみではなく、自らを律しつつ仲間と協調し合い、人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性をもった人への成長も望まれます。

1 教科

中学校では、「教科担任制」をとっているため、いろいろな先生の授業を受けることとなります。教科毎に先生が変わることに加え、「数学」「美術」「技術・家庭」「保健体育」と名称も変わり、学習内容もより専門的になります。授業時間は50分が標準です。

2 総合的な学習の時間

「自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成する」「学び方やものの考え方を身につけ、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協働的に取り組む態度を育てる」ことを目的とし、1学年においては、年間50時間が設定されています。本校では、社会の要請や地域のニーズを考慮した特色ある学習課題（主に地域連携行事など）に加え、積み重ねを重視した系統的な学習活動や、教科を超えた横断的な課題について、学年や全校単位で取り組みます。

*1学年のおもな予定

キャリア教育：職業人に聞く（地域在住の方から職業についての講義を生かした進路学習）や地域の人材と連携し、充実した学習活動をすすめています。

3 授業

中学校での学習も、各教科における基礎・基本を身につけることが大切です。加えて、それらを活用し、自ら課題を解決する力を育てることが必要となります。

そのためにはまず、1時間1時間の授業に集中し、授業中に疑問に思ったこと、わからないことを解決していく自主的な学習態度が大切です。

また、先生や友だちの話や意見をしっかり聴く、忘れ物をしない、提出すべき課題は期限内に完成して提出する、授業で取り組んだ作品は完成させる、といった学習への基本的な姿勢が大切です。特に、1学年においては、知識・技能に加え、学習規律や学習習慣を身につけることに指導の重点をおいています。

4 家庭学習の習慣

学習は毎日の積み重ねが大切です。中学校は一律の宿題だけではなく自分の達成度に応じた自主的な学習が大切です。授業中の取り組みだけでは理解や定着が不十分になりがちです。特に、差が出やすい数学や英語については、この傾向が著しいといわれています。

以上の点に注意して家庭学習を充実させることで、学力は確実に向上します。ぜひ、中学1年生のスタートから、毎日の家庭学習の習慣を確立させましょう。家庭学習にタブレットを活用することもできます。2・3年生になってから家庭学習を充実させようとしてもなかなか思うようにいきません。ご家庭の理解、協力も必要ですので、お力添えをお願いします。

5 テスト

テストは、中学校と小学校との違いのひとつです。中学校では定期テストを年間4回、行います。評価の資料のひとつになります。テスト科目は基本的に5教科（国語・社会・数学・理科・英語）です。各自で目標を持ち、計画を立てて取り組むことが大切です。

【Ⅳ】部活動について

1 目的

- (1) 豊かな人間性の育成
- (2) 明るく充実した学校生活
- (3) 集団力の向上・自己実現に向けて前向きに努力する態度の育成
- (4) 生涯に渡ってスポーツや文化活動に親しむための基礎



2 部活動加入状況（令和6年12月現在）

学年	1年		2年		合計	
性別	男	女	男	女	男	女
野球	10	0	5	1	15	1
サッカー	5	0	12	0	17	0
ソフトテニス		7		8		15
ソフトボール		9		5		14
陸上	2	1	2	0	4	1
バレーボール		4		7		11
バスケットボール	7	5	4	4	11	9
卓球	6		8		14	
剣道	5	5	3	4	8	9
吹奏楽	3	12	0	10	3	22
科学	7	3	6	1	13	4

3 活動について

(1) 活動日等について

- ①月曜日放課後&土日のどちらかは原則として休み。→ 部活動により休みは異なります。
- ②定期テスト4日前からテスト当日までは、原則部活動なし。

(2) 服装等について

- ①学校指定の体操服、ジャージ等
- ②各部活動で購入したもの（ウィンドブレーカーは登下校でも防寒着として使用可）
- ③各部活動で顧問の許可があったもの
- ④登校は制服（休日・下校時はジャージ可）

(3) 休日の部活動について

- ①登下校の服装はジャージ等活動時の服装でも可
- ②水分補給は水筒を使用する。ペットボトルは詰め替え用のみ可

③活動場所以外に基本的には入らない（校舎に忘れ物を取りに行く等も不可）

（４）経費等について

- ・生徒会費から部費として予算が出ます。しかし、部活動には多くの費用がかかり、部費だけでは、賄えないのが現状です。

必要経費の例

- | | | |
|-----------|-------------|-------------|
| ・ 用具の購入 | ・ 協会登録費 | ・ 大会参加(運営)費 |
| ・ ユニフォーム代 | ・ 練習試合等の交通費 | ・ 他 |

＊部費だけでは足りず、各部活動ごとに集金をすることがありますのでご理解をお願いします。５月に予定されている保護者会で顧問から説明があります。

（５）部活動地域移行について（佐倉市の動き）

- ・令和６年度、一つの部活動で休日について地域移行が予定されています。

⇒本校では男子バスケットボール部が地域移行しております。（令和７年度は調整中）

○以下は令和６年度に示された新しい方向性です。詳細は別紙をご参照ください。

- ・運動部活動に関しては令和７年度新人戦より西志津中学校と合同で参加する部活動がある予定です。（現在調整中）
- ・上志津中学校にしかない運動部活動（女子ソフトボール・男子卓球）に関しては令和７年度新入生より西志津中学校から希望者がいた場合は休日の練習に参加する可能性があります。
- ・西志津中学校にしかない運動部活動（男子バレー・女子バドミントン）に関しては令和７年度新入生より西志津中学校の休日の部活動に参加できます。
- ・文化部（吹奏楽部・科学部）に関しては今年度と同じく、単独中学校で活動予定。
- ・平日についてはどの部活動も今年度と同じように活動を行っていく。休日のみ西志津中学校の部活動に参加する生徒の動きについては現在確認中です。

（６）その他

- ①各部活動への入・退部は、生徒の意思と保護者の同意に基づいて行います。その際には、学級担任や顧問と話し合い、学級担任を通して入部・退部届けを顧問に提出します。
- ②部活動は顧問のボランティアで成り立つ生徒の自主的な活動となっています。職員の異動等により活動内容や活動時間が変更になる可能性があります。
- ③職員（顧問）の人数や生徒の人数等を考慮し、今後も適正運営（安全確保、大会参加など）ができるよう必要に応じて部活動の数を減らす可能性があります。
- ④本校は最終下校時刻を設けています（16：30）。ただし、大会等で時間を確保したい場合は延長練習や特別練習で対応する場合があります。

4 部活動の運営について

原則的に以下のガイドラインに沿って、運営していきます。

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」	H30. 3
「千葉県運動部活動のためのガイドライン」	H30. 6
「佐倉市立小中学校に係る部活動のガイドライン」	H31. 4 改訂版
「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」	H30.12
「上志津中学校 部活動基本方針」	R 6. 4

【V】健康について

1 保健室について

保健室は、健康診断・健康相談・保健指導・救急処置など、保健に関する措置を行う所です。

2 「健康の記録」と「結果のお知らせ」

- (1) 学校で実施する健康診断の結果や身体計測の結果は、「健康の記録」でお知らせします。
- (2) 校医の検診で見つかった病気については、「〇〇検診結果のお知らせ」をお渡ししますので、早めに治療してくださるようお願いします。治療が完了しましたら、「治療済証」をご提出ください。
- (3) 学校で行う応急手当
 - ①小さな切り傷やかすり傷については簡単な手当をします。
 - ②けがの程度によっては、保護者及び医療機関に連絡をします。
 - ③貧血や腹痛など、少し休めば改善しそうなときは保健室で休ませます。
 - ④発熱や痛みがひどい場合、休養後も回復しない場合は保護者の方に連絡します。
発熱で早退をする場合は、原則保護者の方のお迎えをお願いしています。
 - ⑤内服薬は出せません。必要な場合は各自持参させてください。
- (4) 早退について
 - ①早退は、原則として保護者に連絡がついた場合としています。
 - ②保護者不在時の連絡先を家庭調査票、保健調査票に必ず記入してください。
 - ③連絡先が変更になった場合は、速やかに担任まで連絡をお願いします。



3 日本スポーツ振興センターについて

日本スポーツ振興センターとは、学校管理下（登下校・校外学習・部活動等も含まれます）において、けがをして医療機関で治療を受けた際に見舞金等が法で定められた範囲内で給付される相互扶助組織です。

（１）給付の額…医療費の４割相当

（２）給付が受けられない場合は以下のとおりです。

- ・窓口負担金が１、５００円未満、または医療点数５００点未満
- ・給付事由が生じた日から、２年を経過したとき
- ・交通事故
- ・けがが原因でない頭痛・腹痛等

（３）手続きについて

請求手続きは学校で行います。請求に必要な「医療等の状況」を医療機関で記入してもらい、学校へ提出します。用紙は学校からお子様を通じてお渡しします。

（４）日本スポーツ振興センターへの加入と掛け金について

①加入期間は、４月１日～３月３１日の１年間となります。

②生徒一人当たり年間掛け金９３５円ですが、市の補助（５６５円）がありますので、一人３７０円の負担額となります。詳細につきましては、入学後にお知らせします。

＊平成２５年１２月より、佐倉市では佐倉市子ども医療費助成制度に伴い、受給券が発行されていますが、学校の管理下でのケガにつきましては受給券は使用せず、日本スポーツ振興センターを優先してください。

4 出席停止について

学校保健安全法第１９条により、インフルエンザなど、他の生徒に感染する恐れのある場合は登校できません。医師が出席停止の病気と診断した場合は、速やかに学校へ連絡してください。また、治癒しましたら「登校許可証明書」（学校でお渡しします）を持って登校させてください。この期間は欠席扱いになりません。

その他、お子様の健康について、中学校に知っておいて欲しいことや心配なことなどありましたら、遠慮なく保健室までご連絡ください。

5 その他

（１）通学用のバックについて

肩掛け式、斜めかけ式かばんでは、片方の肩や腰に負担がかかることも考えられます。リュックサックタイプ等、お子様の体に合ったものをご検討ください。

【VI】学校給食について



1 学校給食の概要

- (1) 文部科学省の学校給食摂取基準に基づき、地場産物を取り入れ、衛生的で安全な給食を、望ましい食習慣の形成が図れるよう工夫して実施しています。
- (2) 調理業務委託、自校方式で行っています。
- (3) 行事等の関係で、お弁当の日が数回あります。事前に学校だより等で連絡しますので、準備をお願いいたします。
- (4) 食器は、すべて高強度磁器食器を使用しています。

2 給食費

- (1) 給食費は月額6,000円で、口座振替になります。
- (2) 食物アレルギーで除去食を希望するお子様については、「食物アレルギー対応食実施申請書」「学校生活管理指導表（医師の印が必要・表面のみ記入）」をもとに、入学前に、学校栄養士と面談を持たせていただきます。つきましては、食物アレルギーアンケートにて希望された保護者様に2月以降、学校栄養士が直接連絡いたしますので、ご対応お願いします。また、食物アレルギー対応食にて疑問等ありましたら、学校栄養士が対応しますので、ご連絡下さい。
- (3) けがや病気等の理由で、長期間給食の停止を希望された場合、申請があってから3日目より給食停止となります。それまでの給食費は、食材の関係等から徴収させていただきます。
- (4) 修学旅行がある月の給食費については、その月の給食費を調整して徴収します。突発的な事故（感染性の疾病による学級閉鎖など）においては、返金できない場合もあります。

3 その他

- ・給食当番の生徒は、配膳時に白衣、帽子、マスクを着用します。白衣、帽子については、給食当番の生徒が週末に自宅に持ち帰り、洗濯して翌週のはじめに次の当番に引継ぎます。マスク等の忘れがないようご家庭でも声をかけてください。

【Ⅶ】 諸経費の集金について

Ⅰ 諸経費の口座振替

(1) 年間に必要な諸経費（副教材費、給食費、教科外の諸経費など）は、会計事務の効率化と安全性からゆうちょ銀行による口座振替で行っています。

(2) 手続きの流れは以下の通りです。

①ゆうちょ銀行に口座があることを確認する。（口座がない場合は、新規開設となります。）

②記入した申込書を、近くの郵便局（貯金窓口）へ **2月14日（金）までに提出する。**

*持参するもの…通帳・届出印・名義人の身分証明書（保険証、運転免許証など）

自動払込利用申込書のお客様控えの学校への提出は必要ありません。（後日、必要書類はゆうちょ銀行より学校へ送付されます。）

(3) 引き落としは、5月から翌年2月までの10ヶ月間となります。毎月の引き落としは5日（再振替は20日）です。引き落とし日の2日前までに口座へ必要金額の入金をお願いします。

*土曜日・日曜日・祝日と重なった場合は、翌営業日となります。

*初回の5月のみ給食費が4・5月の2か月分の引き落としとなりますので、残高の確認をお願いします。

【参考】令和6年度の内訳 Ⅰ 学年

振替月	給食費	学年費	生徒会費	PTA 会費	副教材費	月合計
5	12,000		3,600		5,950	21,550
6	6,000			3,000	13,441	22,441
7	6,000	960				6,960
8	6,000					6,000
9	6,000					6,000
10	6,000					6,000
11	6,000					6,000
12	6,000					6,000
1	6,000					6,000
2	6,000					6,000
合計	66,000	960	3,600	3,000	19,391	92,951

*1回の振替手数料が別途10円かかります。

*学校集金の詳細は、4月に文書でお知らせいたしますのでご確認ください。

【令和6年度】

- ・ 学年費…学年や学級で使用する消耗品などを購入する費用。月 80 円
 - ・ 生徒会費 …生徒会活動のための費用。部活動の備品代等や委員会活動に使われます。
 - ・ P T A 会費…P T A 活動のための費用。＊兄弟がいる場合など、2 人目からは半額となります。
 - ・ 副教材費 …各教科等で必要なワークなどの教材の費用。
- ＊3 年生になると、上記のほかに卒業対策費を集金します。
- ＊校外学習や修学旅行費の積み立ては行いません。実施前に直接、旅行業者に振り込んでいただく形となります。



自動払込利用申込書(ゆうちょ銀行)の記入等

- ＊文字や数字が正確に複写できるようボールペンで強く記入するようお願いします。
- ＊2月14日(金)までに手続きをお願いします。

自動払込利用申込書 自払申込

※支店内にボールペンで記入してください。
※お届け印は、郵便局での届け出を捺印してください。
※郵便局で記入する際は、ご記入ください。
※下記のとおり記入することによって自動的に口座振替が実行されます。
※口座振替は、お申し込みの住所と郵便局の口座振替の一致を確認の上、申し込みます。
※お申し込み後、お申し込みの住所と郵便局の口座振替の一致を確認の上、申し込みます。

おとこ 郵便番号 (〒85-0845) 佐倉市上志津 866

おなまえ フリガナ カミシマ タロウ 上志津 太郎

日中連絡先 電話番号 携帯 (会社) (自宅) 043-487-1786

記号番号 12340 12345678

加入者名 佐倉市立上志津中学校

口座番号 00170-3-577154

払込金の種類

☐ 電気料金 20	☐ 世帯用電気料 25	☐ 水道料金 29	☐ 前払代金 34
☐ ガス料金 21	☐ 引当金 26	☐ 購読料 31	☐ 税金 35
☐ 水道料金 22	☐ 買掛金 27	☐ 年会費 32	☒ 学納金 30
☐ 電話料金 23	☐ 各種保険料 28	☐ 会費 33	

払込開始月 7 年 5 月から 払込日 毎月 5 日 (再払込日 20 日) 土・日・祝日の場合は翌営業日

おとこ 郵便番号 ()

おなまえ フリガナ

日中連絡先 電話番号 携帯 (会社) (自宅) -

おとこ 郵便番号 ()

おなまえ フリガナ カミシマ ハナコ 上志津 花子

1
お申込人欄に口名義人の「住所・氏名・電話番号・記号番号」を記入し、押印。

2 払込開始月欄に令和「7」年「5」月と記入。
払込日欄に毎月「5」
(再払込日「20」日)と記入。

3
備考欄へ「生徒氏名」を必ず記入。

★郵便局へ行く際は、通帳とお届け印をご持参ください。

【Ⅷ】入学式について

- 1 日時 令和7年4月9日（水） 9時30分～10時40分
- 2 場所 本校体育館アリーナ
＊保護者の方は体育館玄関からお入り下さい。
＊お子様は生徒昇降口（グラウンド側にあります）からお入り下さい。
- 3 日程 学級編成発表 8：30～ （生徒昇降口）
新入生受付 8：40～8：50（生徒昇降口）
保護者受付 8：50～9：10（体育館入口）
＊入学式後、記念写真（新入生・保護者の方）の撮影（予定）があります。
- 4 持ち物 ・上履き
・筆記用具
・かばん（リュック）
・入学通知書（保護者の方が保護者受付で提出してください。）
- 5 その他

- （1）制服・体操服（ジャージ・ハーフパンツ）・上履きについては、入学式までにご準備ください。
- （2）名札は入学式の朝、各学級で配付します。
- （3）駐車場の用意はありませんので、お車での来校はご遠慮ください。また、学校周辺への路上駐車、近隣施設への無断駐車もご遠慮ください。

【IX】 その他

- 1 本校では、学校の様子やお子様の活動等について、ご家庭に向けて随時情報を発信しております。

〈主なもの〉

- ・ホームページ：<http://www.school.city.sakura.chiba.jp/kamishizu-jh/>

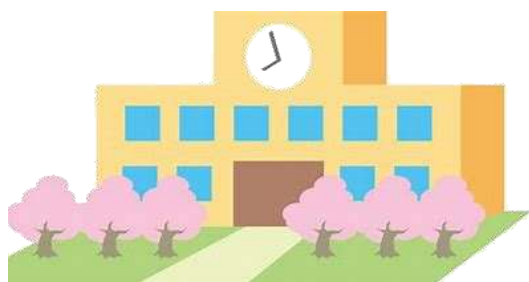


- ・携帯メール（まちコミメール）配信
安全確保等、連絡のため「まちコミ」の新規登録をお願いします。具体的な登録方法については、入学式後にご案内いたします。
- ・学校だより「泰山木」
- ・給食だより
- ・献立表
- ・保健だより
- ・学年だより（1～3学年）

*上記以外にも、生徒会だより、図書室だより、相談室だより等必要に応じてお子様を通して配付しております。

2 音楽科より

小学校で使用していた音楽バッグは中学校でも使用しますので、捨てないでとっておいてください。



佐倉市 部活動地域移行リーフレット

令和6年10月

佐倉市教育委員会指導課

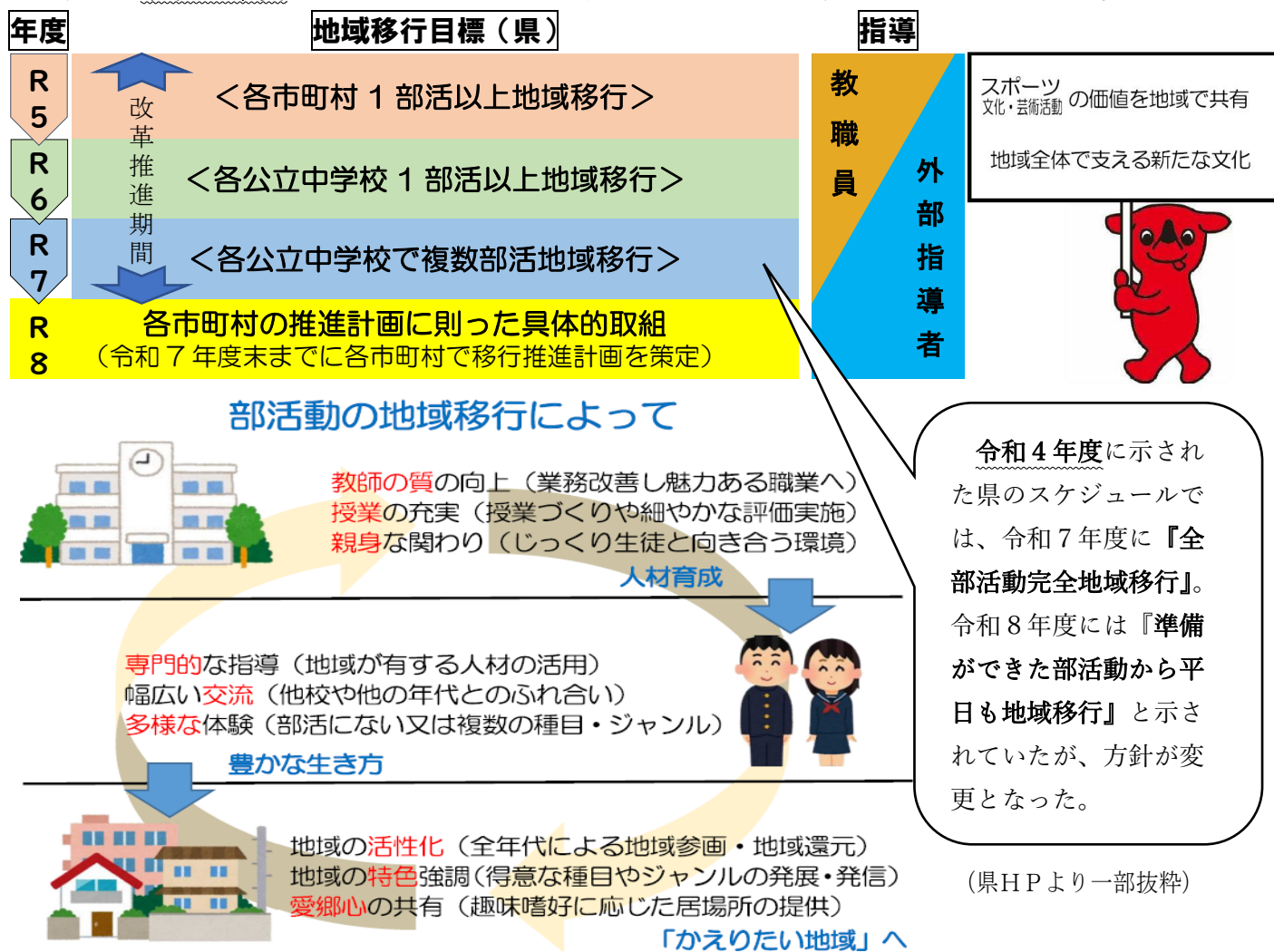
1 休日部活動地域移行の背景

全国的に少子化や人口減少が進む中、佐倉市内の中学校においても生徒数は年々減少傾向にあります。部員数の減少や廃部、合同チームでの大会参加など、学校部活動においても生徒数減少の影響は少なくはありません。

令和4年12月、スポーツ庁及び文化庁は「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定しました。このガイドラインでは生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、学校部活動が地域連携することや地域クラブ活動へ移行することなどが方針として示されました。千葉県は、国の方針を受け、県内公立中学校における休日部活動の地域移行について、段階的な目標を示しています。

2 千葉県が示す地域移行の目標

千葉県が令和5年度に示した休日部活動地域移行に向けた目標は以下のとおりです。



3 佐倉市の部活動における改革の状況（令和6年度）

（1）部活動地域移行クラブ

令和6年度は、各中学校において、以下の競技（部活）が休日、部活動地域移行クラブとして活動しています。（各校1部活）

中学校名	部活動地域移行クラブ	中学校名	部活動地域移行クラブ
佐倉中学校	卓球	佐倉東中学校	陸上競技
志津中学校	サッカー	臼井西中学校	女子バレーボール
上志津中学校	男子バスケットボール	西志津中学校	女子ソフトテニス
南部中学校	女子バレーボール	臼井南中学校	男子バレーボール
臼井中学校	陸上競技	根郷中学校	女子バレーボール
井野中学校	サッカー	※全11クラブが活動中	

（2）拠点校部活動

令和6年度から、在籍校に希望している部活動がない場合に、「拠点校」として佐倉市から指定された学校の部活が、参加を希望する生徒を受け入れる方式の部活動です。

＜令和6年度 指定されている拠点校部活動＞

①志津中学校 バドミントン部（女子）

②臼井中学校 ソフトボール部（女子）

4 佐倉市 休日部活動地域移行のスケジュール（令和7年度以降は予定）

注）県の方針変更に伴い、令和7年度以降の佐倉市のスケジュールも変更されました。

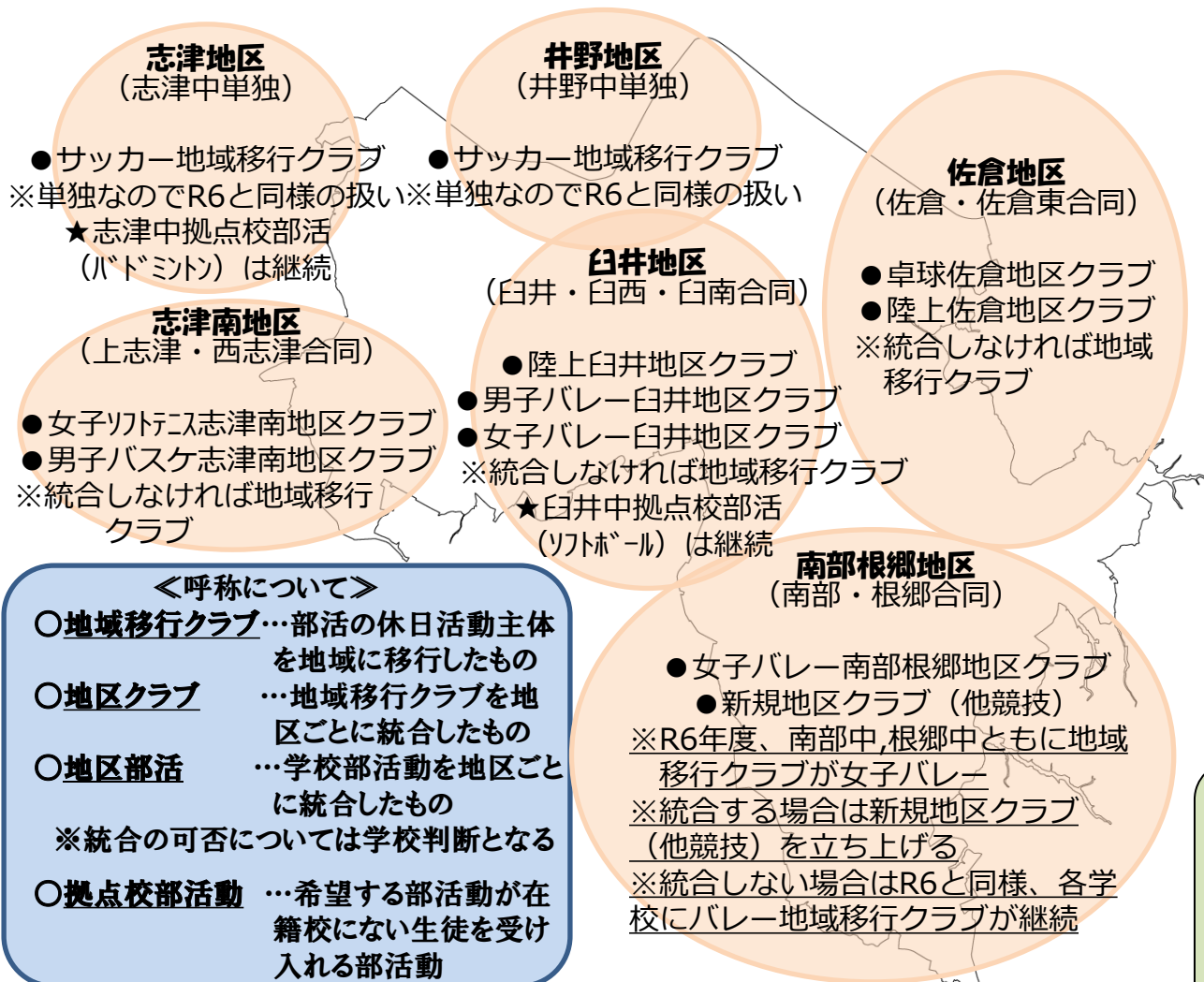
年 度	概 要
令和6年度	★各中学校1部活での休日地域移行を実施（全11クラブ） ※平日（放課後）は在籍校で部活動として活動し、休日はクラブとして活動 ※休日クラブ指導員への報酬等の費用は公費で負担
令和7年度	★市内11クラブで休日地域移行を継続（クラブ数維持） ※佐倉地区（佐倉中、佐倉東中）、臼井地区（臼井中、臼井西中、臼井南中）、志津南地区（上志津中、西志津中）、南部根郷地区（南部中、根郷中）については、部員数など状況に応じて地区内で統合した「地区クラブ」を立ち上げることができる（志津中、井野中は単独） 〔↑別紙資料【地区割のイメージ図】参照〕 ※地区クラブについては、同一地区内での他校への参加が可能 ※統合の可否については部員数や顧問などの状況に応じて学校が判断 ※拠点校部活動の拡大を実施予定 ※費用は公費で負担（予定）
令和8年度	★全部活動（一部除く）で休日地域移行を実施（予定） ※休日活動を実施している部活動のみがクラブに移行 ※費用については今後検討

あくまでも現段階での“構想”となります。現在実施している休日クラブの状況や各学校の実情、国・県の方針、動向等も注視しながら、佐倉市の子供たちの活動の場や機会を将来的に持続していくために、最適な形を検討していきます。

地区割のイメージ図（R7予定）

※R6の地域移行クラブが継続し、
地区ごとに統合した場合の想定図

時期：令和7年度新人戦からを想定しているが、状況に応じて令和7年4月からの統合も可



○左図の地区において、部員数等、各校の実情に応じて地域移行クラブや部活動を**統合**することができる

※地区で統合するか、学校単独で部活動、地域移行クラブを存続するかは学校判断

○地区クラブ・地区部活については、**同地区内**において、**他校からの参加が可能**となる

○地区部活の大会参加については、既存の「拠点校部活動」と同じ扱いで登録する。既存の拠点校部活動は、「在籍校に希望する部活動がない場合」という条件が付くが、地区部活には当てはまらない(当該校それぞれに「部活動」を存続したままの統合〔地区部活の立ち上げ〕が可能)

※大会参加における団体名称は「佐倉市○○地区」となる予定

【地区クラブ、地区部活推進の意義】

子供たちの活動の機会の拡大と今後の活動の場の存続を目的としている。統合する枠組みを整理することで、生徒数減少による廃部や休部といった状況を防ぐことが期待できる。

佐倉市 部活動地域移行リーフレットに関するQ&A

佐倉市教育委員会

部活動地域移行クラブについて

Q1:部活動地域移行クラブって何ですか？

A:学校部活動の休日の活動主体を地域(外部)に移行した活動団体になります。佐倉市では段階的に休日の部活動を地域移行クラブに移行しています。

Q2:「部活動地域移行クラブ」と「地域移行クラブ」は違うものですか？

A:同じものです。市では部活動地域移行クラブを通称で「地域移行クラブ」と呼ぶことにしています。従来からある地域の「クラブチーム」とは別種のものとなります。

Q3:学校部活動と地域移行クラブの違いは？

A:学校部活動では顧問の先生が指導、引率等を行っていますが、地域移行クラブでは外部の指導者が主体となり活動していきます。

Q4:地域移行クラブは佐倉市が運営しているの？

A:地域移行クラブの運営については佐倉市が民間に委託をしています。令和6年度は(株)オークスベストフィットネスと委託契約を結んでいます。(株)オークスベストフィットネスが地域移行クラブの運営事務局となり、指導員の派遣や生徒の参加者登録、学校や教育委員会との連携など、運営の全般を執り行います。

Q5:地域移行クラブの連絡手段はどうなるの？

A:地域移行クラブの活動に関する連絡については、(株)オークスベストフィットネスが採用している「sigfy」という連絡ツールで行います。

Q6:学校部活動はなくなってしまうの？

A:現在(令和6年度)は市内で11の部活動が地域移行クラブとなっています。地域に移行されているのは休日の活動となります。平日については、部活動として活動していますので、当面、部活動は存続していく予定です。

Q7:現存の11の地域移行クラブは令和7年度も継続するの？

A:継続するかどうかは、学校が判断して決定します。場合によっては、現在行っている地域移行クラブが部活動に戻り、他競技の部活動が地域移行クラブになることもあります。

Q8:ケガをした場合の保障はどうなるの？

A:地域移行クラブとして活動している最中のケガは、(株)オークスベストフィットネスが加入している保険が適用されます。学校部活動として活動している最中のケガは、スポーツ振興センターによる保障となります。

Q9:活動時間はどうなるの？

A:部活動の休日活動の主体を地域に移行したもののなので、これまでの部活動と同様、ガイドラインに沿った活動時間となります。クラブになったからといって活動時間が増えるということはありません。

Q10:地域移行クラブ運営にかかる費用は？

A:令和6年度については、地域移行クラブの運営にかかる費用(指導者への報酬など)は公費で負担しているため、保護者の負担はありません。これまで部活動において保護者に負担いただいていた活動諸経費(ユニホーム代など)と同程度の負担で地域移行クラブに参加いただいています。令和7年度も運営にかかる費用については公費負担を予定しています。令和8年度以降につきましては、国や県の動向等にもかかわるので、現在のところは未定となっています。

拠点校部活動について

Q1:拠点校部活動って何ですか？

A:令和6年度から開設している、他校の生徒が参加できる方式の部活動です。拠点校部活動は佐倉市が指定します。現在、志津中学校バドミントン部(女子)、臼井中学校ソフトボール部(女子)が拠点校部活動として活動しています。

Q2:拠点校部活動は誰でも参加できるの？

A:市内中学校在籍で、通っている中学校に同競技(バドミントン、ソフトボール)の部活動がない場合に、在籍校の校長先生を通して、拠点校部活動への参加を申し込むことができます。

Q3:拠点校部活動に参加したい場合はどうすればいいの？

A:在籍校の先生に拠点校部活動への参加の意向を伝え、参加申込書(所定様式)をもらってください。その申込書に必要事項を記入し、在籍校に提出してください。その後は在籍校と拠点校との事務的手続きが完了し次第、参加が可能になります。

※詳細は佐倉市教育委員会指導課のホームページをご覧ください。

Q4:拠点校部活動はどの程度拡大する予定ですか？

A:現時点では未定ですが、市としては部活動としての設置が少ない競技を中心に拠点校部活動を指定していく予定です。「〇〇の競技をやりたいのに、学校に部活がないからできない！」という状況を少しでも改善することがねらいです。

地区割について

Q1:地区割のしくみはいつからスタートするの？

A:原則は令和7年度の新人戦(夏以降)を想定しています。ただし、部員数等の状況に応じて、令和7年度の4月から統合が行われる可能性もあります。地区ごとの学校で協議の上、判断されます。

Q2:地区割になったら全部のクラブや部活が統合されるの？

A:部員数等を考慮し、地区ごとの学校で協議の上、統合するか学校別で活動を行うかが決まります。

Q3:地区割になったら他校の部活動やクラブに参加できるの？

A:地区内の学校同士の協議で「地区クラブ」または「地区部活」として統合された場合、複数の学校の生徒が同一のチームとして活動することになります。ただし、地区外からの参加はできません。地区外(市内)から参加できるのは拠点校部活動のみとなります。

Q4:地区で統合された場合、平日の活動はどうなるの？

A:原則として、平日はそれぞれの学校で部活動として活動することになります。ただし、長期休業中や平日の教育活動に支障がないと各学校が判断した場合は、平日に合同で活動することもあります。また、休日の活動については合同(地区)での活動になります。合同で活動するときの拠点(場所)については平日、休日ともに統合校同士の相談で決まります。

Q5:地区部活、地区クラブ(地区で統合された場合)の大会でのチーム名はどうなるの？

A:名称は決まっていません。どちらかの学校名だけが残るという形ではなく、「佐倉市〇〇地区」など、合同チームとしての名前を想定しています。

Q6:統合した場合、大会でのユニホームはどうなるの？

A:統合校同士の相談によって決まります。当面は現在あるユニホームを適宜活用していく形を想定しています。野球などは混合のユニホームでも試合は可能ですが、サッカーやバスケットボールでは、ゲームごとにどちらかのユニホームにそろえなければならないので、競技ごとにその対応は異なります。